

相続税及び贈与税の税制改正のあらまし

平成 25 年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。

平成 27 年 1 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される主な改正の内容は、次のとおりです。

相続税及び贈与税の主な改正事項

相続税

- 改正 1 **遺産に係る基礎控除**
遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。…………… (P.1)
- 改正 2 **相続税の税率構造**
最高税率の引上げなど税率構造が変わります。…………… (P.2)
- 改正 3 **税額控除**
未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。…………… (P.2)
- 改正 4 **小規模宅地等の特例**
特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わります。…………… (P.2)

贈与税

- 改正 1 **相続時精算課税**
適用対象者の範囲の拡大など相続時精算課税の適用要件が変わります。… (P.5)
- 改正 2 **贈与税（暦年課税）の税率構造**
最高税率の引上げや税率の緩和など税率構造が変わります。…………… (P.6)

相続税 贈与税

- 改正 **事業承継税制**
適用要件の緩和や手続の簡素化など制度の適用要件等が変わります。… (P.7)

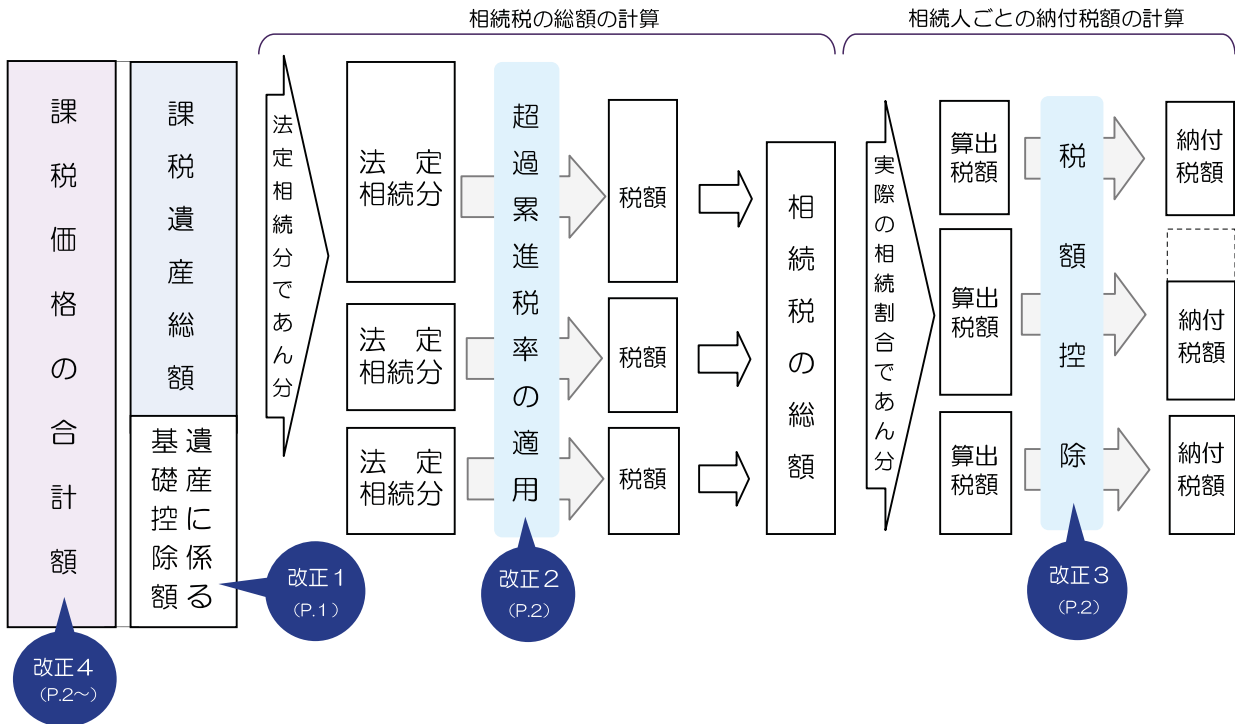
- このあらましには、平成 25 年 3 月 30 日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）」等による改正のうち、相続税及び贈与税に関する主なものについて、その概要を記載しています。
- 改正の内容等についてお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。
- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、税に関する様々な情報を提供しておりますので、是非ご利用ください。
- ※ **税務署での面接による個別相談**（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等）を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、**あらかじめ税務署へ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしております**ので、ご協力をお願いします。



相続税

相続税のしくみ

【適用関係】「改正1」から「改正4」までの改正は、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。



相続税 改正1 遺産に係る基礎控除

○ 遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。

【改正前】	【改正後】
5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)	3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

遺産に係る基礎控除額

被相続人（亡くなられた人）から相続又は遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格（各人の課税価格（※1）の合計額が、遺産に係る基礎控除額（3,000万円と600万円に法定相続人の数（※2）を乗じて算出した金額との合計額）を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日（通常は、被相続人の死亡の日）の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告と納税をする必要があります。

※1 「各人の課税価格」

$$\text{各人の課税価格} = \left[\begin{array}{l} \text{相続又は遺贈} \\ \text{によって取得} \\ \text{した財産の} \\ \text{価額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{被相続人から} \\ \text{取得した相続時} \\ \text{精算課税適用財} \\ \text{産の価額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{債務・葬式費} \\ \text{の金額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{相続開始前3年以} \\ \text{内に被相続人から} \\ \text{取得した暦年課税} \\ \text{適用財産の価額} \end{array} \right]$$

※2 「法定相続人の数」

相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数となります。

また、被相続人に養子がある場合には、「法定相続人の数」に含める養子の数については、被相続人に実子がある場合は1人、被相続人に実子がいない場合は2人までとなります。

「遺産に係る基礎控除額」の計算

例 法定相続人が、配偶者と子2人の場合

$$3,000 \text{万円} + (600 \text{万円} \times 3 \text{人}) = 4,800 \text{万円} \text{ (遺産に係る基礎控除額)}$$

相続税 改正2 相続税の税率構造

○ 最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

各法定相続人の取得金額	〔改正前〕	税率	〔改正後〕	税率
～ 1,000万円以下		10%		10%
1,000万円超 ～ 3,000万円以下		15%		15%
3,000万円超 ～ 5,000万円以下		20%		20%
5,000万円超 ～ 1億円以下		30%		30%
1億円超 ～ 2億円以下		40%		40%
2億円超 ～ 3億円以下				45%
3億円超 ～ 6億円以下		50%		50%
6億円超 ～				55%

※ 「各法定相続人の取得金額」とは、課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）を法定相続人の数に算入された相続人が法定相続分に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額をいいます。

「相続税の総額」の計算

- 例 課税価格の合計額が2億円、法定相続人が配偶者と子2人の場合
 2億円（課税価格の合計額）－ 4,800万円（遺産に係る基礎控除額）＝ 1億5,200万円（課税遺産総額）
- ・ 配偶者（法定相続分1/2） 7,600万円 × 30% － 700万円 ＝ 1,580万円 … ①
 - ・ 子（法定相続分1/4） 3,800万円 × 20% － 200万円 ＝ 560万円 … ②
- ① + ② × 2 = 2,700万円（相続税の総額（P.1「相続税のしくみ」税額の合計額））

相続税の速算表

区分	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	3億円以下	6億円以下	6億円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	－	50万円	200万円	700万円	1,700万円	2,700万円	4,200万円	7,200万円

相続税 改正3 税額控除

○ 未成年者控除の控除額が引き上げられます。

〔改正前〕	〔改正後〕
20歳までの1年につき 6万円	20歳までの1年につき 10万円

「未成年者控除の控除額」の計算

- 例 相続人が15歳の場合 20（歳）－ 15（歳）＝ 5
 10万円 × 5 ＝ 50万円（未成年者控除額（P.1「相続税のしくみ」税額控除））

○ 障害者控除の控除額が引き上げられます。

〔改正前〕	〔改正後〕
85歳までの1年につき 6万円 （特別障害者 12万円 ）	85歳までの1年につき 10万円 （特別障害者 20万円 ）

相続税 改正4 小規模宅地等の特例

○ 居住用の宅地等（特定居住用宅地等）の限度面積が拡大されます。（P.3 1参照）

〔改正前〕	〔改正後〕
限度面積 240㎡ （減額割合 80%）	限度面積 330㎡ （減額割合 80%）

○ 居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されます。（P.3 2参照）

〔改正前〕	〔改正後〕
特定居住用宅地等 240㎡ 特定事業用等宅地等 400㎡ → 合計 400㎡ まで適用可能	特定居住用宅地等 330㎡ 特定事業用等宅地等 400㎡ → 合計 730㎡ まで適用可能 （貸付事業用宅地等について特例の適用を受けない場合に限り。）

小規模宅地等の特例

被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族（以下「被相続人等」といいます。）の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、遺産である宅地等のうち限度面積までの部分（以下「小規模宅地等」といいます。）について、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額します。

1 特例の適用対象となる宅地等 (①~④)

相続開始の直前における宅地等 (※1) の利用区分		要件		限度面積	減額割合	
被相続人等の <u>居住の用</u> に供されていた宅地等		①	特定居住用宅地等 に該当する宅地等 (注)	330 m ² (改正前: 240 m ²)	80%	
被相続人等の <u>事業の用</u> に供されていた宅地等	貸付事業 (※2) 以外の事業用の宅地等	②	特定事業用宅地等 に該当する宅地等	特定事業用等宅地等	400 m ²	80%
	貸付事業用の宅地等	③	特定同族会社事業用宅地等 に該当する宅地等 (一定の法人の事業の用に供されていたものに限ります。)		400 m ²	80%
		④	貸付事業用宅地等 に該当する宅地等	200 m ²	50%	

- ※1 「宅地等」とは、建物又は構築物の敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利（農地及び採草放牧地を除きます。）をいい、棚卸資産及びこれに準ずる資産を除きます。
- 2 「貸付事業」とは、相続開始の直前において被相続人等の「不動産貸付業」、「駐車場業」、「自転車駐車場業」及び事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行う「準事業」のことをいいます。
- (注) 「特定居住用宅地等」については、平成 25 年度税制改正（平成 26 年 1 月 1 日施行）により適用要件等の一部が改正されています。詳しくは、P.4「特定居住用宅地等の適用要件等について（平成 26 年 1 月 1 日施行後）」をご参照ください。

2 上記1の宅地等 (①~④) のうち、いずれか2以上の宅地等を選択する場合

特例の適用を選択する宅地等が、次の 1 又は 2 のいずれに該当するかに応じて、限度面積を判定します。

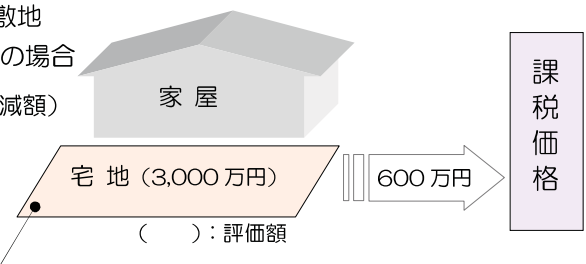
特例の適用を選択する宅地等		限度面積		
1	特定居住用宅地等 (①) 及び特定事業用等宅地等 (②又は③) 特例を適用する宅地等のうちに、貸付事業用宅地等 (④) がいない場合	①の適用面積の合計	$\leq 330 \text{ m}^2 \cdot$	②及び③の適用面積の合計 $\leq 400 \text{ m}^2$ 合計 730 m² (改正前: 合計 400 m ²)
2	貸付事業用宅地等 (④) 及びそれ以外の宅地等 (①、②又は③) 特例を適用する宅地等のうちに、貸付事業用宅地等 (④) がある場合	①の適用面積の合計	$\times \frac{200}{330} +$	②及び③の適用面積の合計 $\times \frac{200}{400} +$ ④の適用面積の合計 $\leq 200 \text{ m}^2$ (※)

※ 「貸付事業用宅地等」について特例の適用を受ける場合には、「2」の算式による限度面積の調整計算が必要となります。

「課税価格に算入すべき価額」の計算

- 例 被相続人が相続開始の直前において居住していた家屋の敷地（特定居住用宅地等・面積 300 m²、評価額 3,000 万円）の場合
 $3,000 \text{ 万円} \times (1 - 0.8)$ (減額割合 80%、2,400 万円減額)
 $= 600 \text{ 万円}$ (課税価格に算入すべき価額)

特定居住用宅地等の面積が 300 m² (≦330 m²) であるため、宅地全体が特例の適用対象となります。
 この場合には、600 万円を課税価格に算入します。



【参考】宅地の評価方法

宅地の評価方法には、【路線価方式】(路線価が定められている地域の評価方法)と【倍率方式】(路線価が定められていない地域の評価方法)という2つの方法があり、「路線価図」や「評価倍率表」により評価します。
 この「路線価図」や「評価倍率表」は、国税庁ホームページで閲覧することができます(財産評価基準書 路線価図・評価倍率表【www.rosenka.nta.go.jp】)。

特定居住用宅地等の適用要件等について（平成 26 年 1 月 1 日施行後）

平成 26 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される改正後の「特定居住用宅地等」の概要は、次のとおりです。

特定居住用宅地等

相続開始の直前において被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、次の表（特例の適用要件）の区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したもの（それぞれの要件に該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得した持分の割合に応じる部分に限られます。）をいいます。

区分	特例の適用要件	
	取得者	取得者等ごとの要件
被相続人の居住の用に供されていた宅地等	1 被相続人の配偶者	「取得者等ごとの要件」はありません。
	2 被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族（注）	相続開始の直前から相続税の申告期限まで引き続きその建物に居住し、かつ、その宅地等を相続税の申告期限まで有している人
	3 上記 1 及び 2 以外の親族	<p>①から③に該当する場合で、かつ、次の④及び⑤の要件を満たす人</p> <p>① 相続開始の時に、被相続人若しくは相続人が日本国内に住所を有していること、又は、相続人が日本国内に住所を有しない場合で日本国籍を有していること</p> <p>② 被相続人に配偶者がいないこと</p> <p>③ 被相続人に、相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族でその被相続人の相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合の相続人）である人がいないこと</p> <p>④ 相続開始前 3 年以内に日本国内にあるその人又はその人の配偶者の所有する家屋（相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋を除きます。）に居住したことがないこと</p> <p>⑤ その宅地等を相続税の申告期限まで有していること</p>
被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等	1 被相続人の配偶者	「取得者等ごとの要件」はありません。
	2 被相続人と生計を一にしていた親族	相続開始の直前から相続税の申告期限まで引き続きその家屋に居住し、かつ、その宅地等を相続税の申告期限まで有している人

（注） 「被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族」とは、次の(1)又は(2)のいずれに該当するかに応じ、それぞれの部分に居住していた親族のことをいいます。

(1) 被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物が、「建物の区分所有等に関する法律第 1 条の規定に該当する建物」(*)である場合

被相続人の居住の用に供されていた部分

(2) (1)以外の建物である場合

被相続人又は被相続人の親族の居住の用に供されていた部分

※ 「建物の区分所有等に関する法律第 1 条の規定に該当する建物」とは、区分所有建物である旨の登記がされている建物をいいます。

○ 適用要件の緩和

1 二世帯住宅に居住していた場合

被相続人と親族が居住するいわゆる二世帯住宅の敷地の用に供されている宅地等について、二世帯住宅が構造上区分された住居であっても、一定の要件を満たすものである場合には、その敷地全体について、特例の適用ができるようになりました。

2 老人ホームなどに入居又は入所していた場合

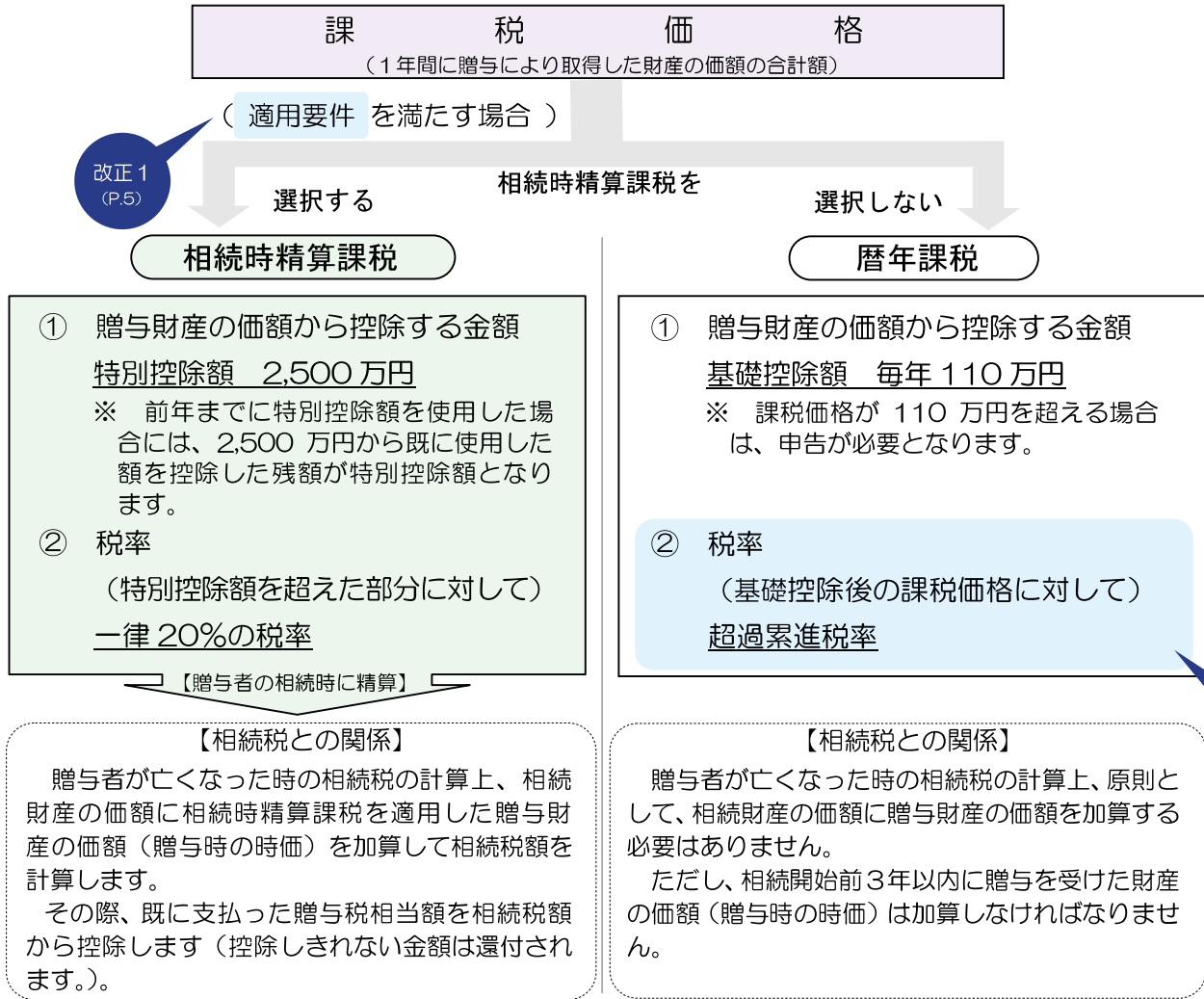
次のような理由により、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について、一定の要件を満たす場合には、特例の適用ができるようになりました。

- (1) 要介護認定又は要支援認定を受けていた被相続人が次の住居又は施設に入居又は入所していたこと
- イ 認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム
 - ロ 介護老人保健施設
 - ハ サービス付き高齢者向け住宅
- (2) 障害支援区分の認定を受けていた被相続人が障害者支援施設などに入所又は入居していたこと

贈与税

贈与税のしくみ

【適用関係】「改正1」及び「改正2」の改正は、平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。



※ 受贈者(財産の贈与を受けた人)は、贈与者(財産の贈与をした人)ごとに「相続時精算課税」を選択することができます。「相続時精算課税」を選択するためには、贈与税の申告書の提出期限までに贈与税の申告書と相続時精算課税選択届出書を税務署に提出しなければなりません。

(注) 「相続時精算課税」を選択した場合は、その選択に係る贈与者から贈与により取得する財産については、その選択をした年以降、全て相続時精算課税が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

贈与税 改正1 相続時精算課税

○ 適用対象者の範囲の拡大など相続時精算課税の適用要件が変わります。

贈与者	【改正前】 ・贈与をした年の1月1日において 65歳以上 の者	【改正後】 ・贈与をした年の1月1日において 60歳以上 の者
受贈者	【改正前】 ・贈与を受けた年の1月1日において 20歳以上 の者 ・贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人	【改正後】 ・贈与を受けた年の1月1日において 20歳以上 の者 ・贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人及び孫

相続時精算課税の税額計算

$$[\text{特別控除後の課税価格}] \times 20\% (\text{税率}) = \text{税額}$$

例 贈与により3,000万円の財産を取得した場合

$$3,000 \text{万円} - 2,500 \text{万円} (\text{特別控除額}) = 500 \text{万円} (\text{特別控除後の課税価格})$$

$$500 \text{万円} \times 20\% = 100 \text{万円} (\text{税額}) (\text{特別控除額については、上記の相続時精算課税①※参照})$$

○ 最高税率の引上げや孫等が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率構造が変わります。

基礎控除後の課税価格	【改正前】	【改正後】		
	税率	一般税率 (一般贈与財産) ^(※)	特例税率 (特例贈与財産) ^(※)	
～ 200万円以下	10%	10%	10%	
200万円超 ～ 300万円以下	15%	15%	15%	
300万円超 ～ 400万円以下	20%	20%		
400万円超 ～ 600万円以下	30%	30%	20%	
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	40%	30%	
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	50%	45%	40%	
1,500万円超 ～ 3,000万円以下		50%	45%	
3,000万円超 ～ 4,500万円以下		55%	50%	50%
4,500万円超 ～			55%	55%

※ 暦年課税の場合において、直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により財産を取得した受贈者（財産の贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります。）については、「特例税率」を適用して税額を計算します。この特例税率の適用がある財産のことを「特例贈与財産」といいます。また、特例税率の適用がない財産（「一般税率」を適用する財産）のことを「一般贈与財産」といいます。

暦年課税の税額計算

1 贈与により一般贈与財産又は特例贈与財産のいずれかのみ財産を取得した場合

$$[\text{基礎控除後の課税価格}] \times \text{税率}^{(※)} - \text{控除額} = \text{税額}$$

※ 税率は、取得した財産に応じて、一般贈与財産の場合は一般税率を、特例贈与財産の場合は特例税率を適用します。

贈与税の速算表

【一般贈与財産用】

区分	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

【特例贈与財産用】

区分	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

例 贈与により一般贈与財産 500万円を取得した場合
 500万円 - 110万円（基礎控除額）
 = 390万円（基礎控除後の課税価格）
 390万円 × 20% - 25万円 = 530,000円（税額）

2 贈与により一般贈与財産と特例贈与財産を取得した場合

次の①及び②の合計額（① + ② = 税額）

一般贈与財産に対応する金額： a × (A / C) … ①

特例贈与財産に対応する金額： b × (B / C) … ②

A：一般贈与財産の価額

B：特例贈与財産の価額

C：合計贈与価額（A+B）

（※ A、B及びCは、課税価格の基礎に算入される価額）

a：合計贈与価額Cについて一般税率を適用して計算した金額

b：合計贈与価額Cについて特例税率を適用して計算した金額

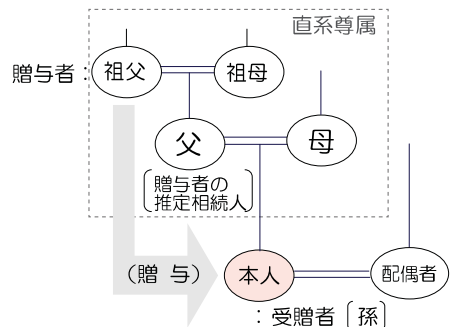
例 贈与により㊶一般贈与財産 100万円と㊵特例贈与財産 400万円（合計 500万円）を取得した場合
 500万円 - 110万円 = 390万円（基礎控除後の課税価格）

㊶に対応する金額：(390万円×20%-25万円) × (100万円/500万円) = 106,000円… ①

㊵に対応する金額：(390万円×15%-10万円) × (400万円/500万円) = 388,000円… ②

① + ② = 494,000円（税額）

【参考】親族関係



例 直系尊属

- ：・父母、祖父母
- ・養父母
- ×：・兄弟姉妹
- ・配偶者の父母
- ・伯叔父母

相続税・贈与税共通

相続税
贈与税

改正 事業承継税制

○ 非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例（以下「事業承継税制」といいます。）の適用要件の緩和や手続の簡素化などが行われます。主な改正の内容は次のとおりです。

※ 「非上場株式等」とは、中小企業者である非上場会社の株式又は出資（医療法人の出資は含まれません。）をいいます。

改正事項		改正内容
事前確認制度		1 経済産業大臣の認定を受けるための要件であった「経済産業大臣の確認」の制度が廃止されました。(注)
適用要件	会社の要件	2 資産管理会社（資産保有型会社又は資産運用型会社）について、特例の適用を受けるための要件が、次のとおり変わります。(改正部分：下線) ① 商品の販売・貸付け等を3年以上行っていること（ <u>同族関係者などへの貸付けを除きます。</u> ） ② 後継者と生計を一にする親族以外の常時使用従業員が5人以上いること ③ 後継者と生計を一にする親族以外の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場等を所有又は賃借していること
	後継者の要件	3 後継者の要件のうち、被相続人等の「親族」であることとする要件が廃止されます。
	先代経営者の要件	4 先代経営者（贈与者）が、贈与時において「役員」の場合であっても、特例の適用を受けることが可能となります。【贈与税のみ】 改正前： <u>役員でないこと</u> 改正後： <u>代表権を有していないこと</u>
	担保提供	5 特例の適用を受ける会社が株券不発行会社であっても、一定の書類を提出することにより、株券を発行することなく株式を担保として提供することが可能となります。
納税猶予期限の確定事由（※1）		6 経営承継期間（※2）における常時使用従業員数に係る納税猶予期限の確定事由が、次のとおり変わります。 改正前：経営承継期間毎年、贈与又は相続開始時の雇用の8割以上を確保すること 改正後：経営承継期間平均で、贈与又は相続開始時の雇用の8割以上を確保すること
		7 代表権を有しない役員である先代経営者（贈与者）が、会社から給与等の支給を受けた場合であっても、納税猶予期限の確定事由に該当しないこととなります。【贈与税のみ】
		8 納税猶予期限の確定事由である「総収入金額が零となった場合」の判定について、 <u>総収入金額の範囲から営業外収益及び特別利益が除外されます。</u> （改正部分：下線） （特例の適用時における総収入金額の判定も同様です。）
納税猶予税額の計算		9 納税猶予税額の計算において、被相続人の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式等以外の財産の価額から先に控除するなど納税猶予税額の計算方法が変更されます。【相続税のみ】
		10 特例の適用を受ける会社が資産管理会社（資産保有型会社又は資産運用型会社）に該当する場合において、その会社等が一定の上場株式等を保有するときには、納税猶予税額の計算上、その会社等がその上場株式等を保有していないものとして計算することとなります。
		11 経営承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定等があった場合には、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することが可能となります（再計算前における納税猶予税額から再計算後の納税猶予税額を控除した差額は、免除されます。）。
納税等	延納・物納	12 改正事項「6」の確定事由により猶予期限が確定した納税猶予税額について、相続税については延納又は物納、贈与税については延納の選択が可能となります。
	利子税	13 経営承継期間の経過後に、納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、その経営承継期間中の利子税が免除されることとなります。
提出書類		14 申告書等の提出時に提出する添付書類のうち、一定のものが提出不要となります。

※1 「納税猶予期限の確定事由」とは、納税の猶予が打ち切りとなる一定の事由（例えば、非上場株式等の譲渡、贈与など）をいいます。

2 「経営承継期間」とは、原則として、申告期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間をいいます。

(注) 改正事項「1」は、平成25年4月1日以後に受ける認定について適用されます。

【適用関係】

上記の改正（改正事項「1」を除きます。）は、原則として、**平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する非上場株式等に係る相続税又は贈与税について適用されます。**

なお、改正前の事業承継税制の適用を受けた（又は受ける）場合であっても、一定の要件を満たす場合には、選択により、平成27年1月1日以後の期間について改正後の事業承継税制の一定の改正事項の適用を受けることができます。詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。